

障害福祉関係ニュース 平成27年度3号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算320号
(平成27年7月22日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報

- | | |
|--|--------|
| 1 社会保障審議会障害者部会（第66回、第67回）が開催される | …P. 1 |
| 2 第23回障害者政策委員会が開催される | …P. 10 |
| 3 「経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～」の閣議決定 | …P. 12 |
| 4 平成27年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集 | …P. 15 |

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 社会保障審議会障害者部会（第66回、第67回）が開催される

社会保障審議会障害者部会（部会長：駒村康平慶應義塾大学教授）の第66回が7月7日（火）、第67回が7月14日（火）に開催されました。

前回（第65回）までは、障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理ワーキンググループ（WG）でとりまとめられた障害者総合支援法の施行後3年目途の見直し検討の論点案（第61回障害者部会で報告されたもの）に対する関係団体ヒアリング（45団体が対象）が行われました。

今回（第67回）の部会からは、各論に係る議論に移り、第67回は「常時介護を要する障害者等に対する支援」、第68回は「移動の支援」と「就労支援」についての協議が行われました。

（1）第66回障害者部会（7月7日）

① 障害福祉施策等に関する最新の動き（報告）

各論の協議に入る前に、川又企画課長から第4期障害福祉計画の進捗状況、財政健全化に係る最近の動き（財政制度等審議会における議論の状況等）についての報告がありました。

第4期障害福祉計画は平成27～29年度がその計画期間となりますが、平成29年度末時点の各都道府県が設定した目標値が報告されました。

財政健全化に係る最近の動きについては、6月1日に財務省の財政制度等審議会がとりまとめられた「財政健全化計画等に関する建議」、6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」の中で、障害福祉についても国の厳しい財政状況を踏まえた指摘がされていることについて報告されました。

以下、この報告に対する主な意見です。

＜主な意見（高年・障害福祉部にて整理）＞

○実地指導の実施率が低いとのことだが、権限と財政負担が乖離している。基礎自治体にもっと権限をおろしてインセンティブを設けてやってもらうというようなことがなければ進まない。

○消費税率引上げ分には障害は入っていない（消費税増分は年金・医療・介護・子育ての4経費対応）ので、「経済財政運営と改革の基本方針」の中の“充実等”の等に障害福祉は入っているということにしておくといけない。障害福祉は地方再生にも貢献していて成長戦略でもアピールできるものである。

②「常時介護を要する障害者等に対する支援」

続いて、障害者総合支援法施行後3年目途の見直し検討の論点の中の「常時介護を要する障害者等に対する支援」についての協議が行われました。資料としては、論点に係る制度の説明資料、ヒアリングにおける各団体のこの論点に関係する意見を集約した資料が配布されました。今年11～12月に予定されているとりまとめに向けた案のようなものは示されませんでした。常時介護を要する障害者の主な状態像、支援ニーズ等の考え方に係る以下の内容が資料の中に含まれていました。

(※資料より抜粋)

常時介護を要する障害者の状態像等

常時介護を要する障害者の主な状態像、利用できる福祉サービス、支援ニーズは次のように考えられるのではないかと。

状態像 (※)	利用できるサービス
医療的ケアの必要な最重度障害者	重度訪問介護、(居宅介護)、療養介護、生活介護、重度障害者等包括支援
行動障害を伴う重度知的・精神障害者等	重度訪問介護、(居宅介護)、療養介護、生活介護、重度障害者等包括支援
日常生活全般にわたり頻回に身体介護が必要な重度障害者等	重度訪問介護、(居宅介護)、生活介護、重度障害者等包括支援
行動障害のない重度障害者等	(居宅介護)、生活介護

(※) 平成25年度障害者総合福祉推進事業「常時介護を要する障害者等の支援体制調査事業」を基に作成

【支援ニーズの例】

- ・ 体調の変化等に柔軟に対応できる支援
- ・ 急なパニック等で家族が対応できない場合等緊急時の支援

- ・ 頻回の身体介護を要しないが、一貫した日常生活上の援助が必要な状態像の障害者に対する支援
- ・ 通勤・通学、入院中の支援

【常時介護を要する障害者支援の担い手として考えられるもの】

- ・ 障害福祉サービス事業者
- ・ 家族 ※ 独居の場合と家族同居の場合の違い
- ・ ボランティア等のインフォーマルサービス
- ・ 企業、学校等

事務局からの資料説明の後、駒村部会長より「今回配布された資料は、制度の在り方を問う内容のもの、現状の説明に係るものが混在しているものなので、特に制度の在り方の部分についてご意見をいただきたい。今回は意見をいただく場であるので、事務局への確認や質問ではなく、意見に限定していただきたい」との確認があり、協議が進められました。以下、委員からの主な意見です。

<主な意見（高年・障害福祉部にて整理）>

○常時介護を要する人は、サービスがないと、①生命の危機に瀕する、②日常生活を送れない、③常にはではなく突発的に生命の危機に瀕するような状態になる、④常にはではなく突発的に日常生活を送るに大きな支障が生じる、この4つのグループに分けて考えれば①と②の一部ではないか。残りの方は常時介護向けの支援ではなく、地域で生活する中で何かあった時にすぐに支援できるようなサービスがあれば良いのではないかな。

○（上記意見の）常時介護を要する方の対象を絞る等意見に異論はないが、やはり一時的であれ常時介護が要する状態になる方への配慮は必要だ。地域移行したが一人暮らしが初めての経験で不安になり、常時に近い支援が必要な方もいる。

○常時介護を要する障害者の状態について、団体ヒアリングの意見を見ると大きく2つの利用者像に分かれる。①機能障害から発生して緊急性の高い例、②社会的障壁によって緊急性の高い例である。常時介護を常時支援にと主張する団体も多いが、これは②に基づく意見である。結局はアセスメントや支給決定の問題ではないだろうか。定義づけをしようとするれば、支援が必要であるにもかかわらず該当しないという方がどうしても出てくる。

○パーソナルアシスタントは、既存の移動支援のサービスで適切に対応できれば足りるのではないかな。スウェーデンの例は問題が多く（施設内でも適用される二重給付の問題、重度者は国対応となることから生じる財政的な問題など）、そのまま日本で実施すれば財政が破たんするので現実的でない。

○パーソナルアシスタントは、実地指導の実施率で指摘があったことも踏まえ、行政感覚からして十分なガバナンスは働かないのではないかな。

○パーソナルアシスタントもスウェーデン型の日本での適用が現実的でないのはそうだと思うが、障害者だから（サービスがないのは）仕方がない、とはならないように日本型の新たなものを考えることが必要だ。

○市町村負担の在り方を検討してほしい。現行の市町村の25%負担では、小さな自治体で常時介護を要する方がいた場合、財政的な負担をするのは無理がある。

○ヒアリング対象となった45団体中の11団体が入院中のヘルパー利用を求めている、是非検討していただきたい。

○喀痰吸引、経管栄養、人工呼吸器使用等、生活介護でも療養介護に近い支援が必要な方がいるので、「月マイナス8日」した日を給付の上限とするのではなく、1月分の日数を上限とするべきである。

○常時介護は常時支援としてほしい。総合支援法の理念には、身近な地域でくらす、社会参加、障壁の除去がある。地域でくらすことについてGHのみではなく、日中活動も一緒に考える必要がある。

○英国の例を挙げると、英国ではすでにポスト・グループホーム（以下、GH）の時代に入っており、今の日本の「GHは良いものだ」としているところから次の段階に進んでいる。GHも家族でもない恋人でもない人と管理された空間で生活をする場であり、我われはそんな所は嫌だと思うだろうが、それを障害者にとっては良いものとしてこれまで進めてきた。こうした発想自体を変えることが3年後の見直しなのではないのか。一人暮らしの経験がない人にはまずGHへという発想は変えていかなくてはいけないのではないのか。

（2）第67回障害者部会（7月14日）

① 「障害者等の移動の支援」

最初に、「障害者等の移動の支援」についての協議が行われました。資料としては、第66回部会での「常時介護を要する障害者等に対する支援」の協議の際と同様に、論点に係る制度の説明資料、ヒアリングにおける各団体のこの論点に関する意見を集約した資料が配布されました。

田中障害福祉課長による資料説明の後に協議となり、冒頭に駒村部会長から、「前回も同じお願いをしたが、ここでは事務局への質問ではなくご自身の意見、他の委員の意見に対しての意見ということにしばっていただきたい。ただし、意見をやるにあたって必要な情報なので資料内容の（事務局への）確認をしたいということであれば構わない」との確認がありました。以下、委員からの主な意見です。

<主な意見（高年・障害福祉部にて整理）>

○地域生活支援事業では、地域間格差や運用面での違い（短期入所中の移動支援での取扱い等）が出てしまうという問題がある。移動支援に関する地域生活支援事業の在り方については見直すべきである。

○ヒアリングでは多くの団体から個別給付化という意見があったが、財源の問題もあるので現実との隙間をどう埋めるかとなる。通勤、通学時の支援にかかる予算の全てを障害福祉サービスの予算でまかなうのではなく、教育・労働行政側の活用、知事会や町村会と議論を深めていくということが必要ではないか。

○通勤時の支援は、企業サイドの合理的配慮の問題だとするだけでは十分な対応はされない。働きたいけれど働けていない、働くための技能を身に付けるために学校に行きたい人は対象とならない。支援をしたことで働くことができて、タックスペイヤーにもなれるということを考えてほしい。

○通勤、通学、入院以外で、自営の人の移動支援という論点が落ちていないか。例えば視覚障害者には、針灸マッサージの仕事をしている人が多い。

○この移動支援に労災保険や雇用保険の財源を部分的にでも活用できないか。両保険事業は労働災害に遭った方、失業した方だけに提供されているわけではない。震災時には、“今後就職する方”まで対象を広げて雇用保険を使って支援したことがあった。このような手法もこの障害者の移動支援の分野でできないのか研究してみてもどうか。

○今回の資料に「バス、鉄道による交通移動乗車実験について」があるが、これは大分県の社会福祉法人に委託をして行ったものである。結果、地域の多くの人が障害者を見てくれるようになり、理解が広がったという効果もあった。これまで電車やバスに乗れなかったのは、適切な支援とそもそもそうした機会がなかったからではないか。特別支援学校のスクールバスは、安全の面では良いが、一人で電車、バスに乗って通学するということが訓練になり、マナーの習得と本人の自信につながる。地域の人も障害者へのサポートが上手にできるようになる。

○移動支援を個別給付化しユニバーサルなサービスにしていくという方向性には賛成ではあるが、各地域で地域の実情を踏まえて展開してきたサービスもあるので、そうしたものが後退してしまうというマイナス面もある。各自治体がどのような移動支援のサービスを地域生活支援事業で展開しているかなどをしっかりと把握した上で検討するべきではないか。

○厚労省に確認したい。資料の中で、地域生活支援事業の中で各自治体の判断で移動支援のサービスを提供している例の類型が3つ（①通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、②通年かつ長期にわたる外出、③その他）上げられている。これは何に基づく例なのか。

⇒（厚労省より回答）自治体に対して行った調査があり、集計中ではあるが現時点で大まかに把握できているものをここで載せている。約1,700ある自治体の中で一定の要件のもとに通勤、通学時の支援にも対応するという移動支援のサービスを地域生活支援事業で提供している自治体が約半数あり、さらに通勤・通学に特化したサービスを提供している自治体が約1割であった。

⇒（厚労省の回答を受けて）意外に実施している自治体が多いというのが率直な印象だ。約半数の自治体が何らかの形で通勤・通学時の支援を実施しているのなら、通知等で丁寧に考え方を示して、より多くの自治体が通勤・通学に特化したサービスを提供していけるようにしていくことができるのではないかな。

○足りないところは福祉で対応となりがちであるが、通学については特別支援学級に通う児童が増えているのだから、本来は文科省がもっとしっかり対応すべきだ。特別支援学校の放課後の時間に、放課後等デイサービスの事業所の迎えのバスが待ち構えているという話もあるが、これは通学時の支援が十分ではないから起こるのではないかな。

○労働での通勤、教育での通学、担当している機関が引いてしまえばそれは全て福祉でとなってしまふ。他省庁との連携はこの論点では非常に重要なことであるが、この点は厚生労働省として何か考えがあるのか。

⇒（厚労省より回答）何ができて何ができないのか、他省庁にも働きかけをして議論を進めていけるようにはしたい。来年4月から障害者差別解消法が施行されるので、その点では議論ができる部分がある。

② 「障害者等の就労支援」

続いて、「障害者の就労支援」についての協議が行われました。資料は論点に係る制度の説明資料、ヒアリングにおける各団体のこの論点に関係する意見を集約した資料が配布されましたが、その中で就労系事業に係る現状として以下の内容が示されました。

◆就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移

一般就労への移行率が20%以上の就労移行支援事業所の割合は、44.9%と年々上昇している一方で、移行率が0%の事業所が3割強あり、その割合はあまり変化していない。

◆就労継続支援（A型・B型）からの就職者数（平成25年度）

就労継続支援事業について、1年間に1人も一般企業への就職者が出ていない事業所は、A型事業所で約7割、B型事業所で約8割となっている。

◆就労継続支援A型における平均賃金の状況

平成25年度の利用者1人当たりの平均賃金月額、69,458円と18年度と比べて約39%減少している。また、平均賃金を時給換算すると737円となり、同年度の最低賃金の全国平均764円と同程度となっている。

◆就労継続支援B型における平均工賃の状況

平成25年度の利用者1人当たりの平均工賃月額、14,437円と18年度と比べて18.1%上昇している一方、上位25%と下位25%の事業所の平均工賃には約5.8倍の差がある。また、平均工賃を時給換算すると178円となり、同年度の最低賃金の全国平均764円の4分の1以下となっている。

団体ヒアリングにおける意見

○ 障害者の就労に関する制度的枠組についてどう考えるか。

（※就労継続支援B型と生活介護事業に係る意見を抽出）

【制度的枠組み】

○就労移行、就労継続A型・B型、生活介護は、サービスの枠組みが実態に即していないため、就労移行を二段階に分け、積極的な就労支援を図る群（就労移行Ⅰ型）と無期限に就労へのニーズを受け止める群（就労移行Ⅱ型）に分類してはどうか。

○就労継続B型は、就労支援的な要素を抜き、生活介護と統合した上で、働くことに重きを置いたワークショップ型と創作余暇体験活動などを重視したアクティビティ型に分ける。

○生活介護、自立訓練、就労継続支援B型を統合して「デイアクティビティ」「日中活動支援事業」（仮称）として再編してはどうか。利用者にとって日中活動のプログラムが選択できていない実態がある。

○就労継続支援B型については、就労が生活の中心になりにくい方々の日中活動の場となっている事も多く、その名称を現状の機能に合わせ『生活支援事業』（案）とし、包括的に実施されることが良いのではないかと。

○地域活動支援センターの運営補助金額費が低いこと等から、地活からB型への移行が各地で進んでいる結果、

B型の枠組みが液状化しつつあると同時に、精神の場合、生活介護は障害区分が出ないことから、居場所的利用者が活用できる制度が縮小している。精神障害者の障害特性を踏まえた制度の見直しや、柔軟な運営のあり方が必要。見直しに当たっては、生活訓練の利用期間の制限、生活介護の区分や名称の変更も含めて検討して欲しい。

以下、委員からの主な意見です。

＜主な意見（高年・障害福祉部にて整理）＞

- 就労移行支援事業は一般就労への移行率で二極化が進んでおり、行政による指導監査の強化はもとより、報酬のメリハリを今以上に大きくつけることが必要である。より良い事業所の選択を推進するためにも情報公開の徹底も重要である。
- 就労移行支援も就労継続支援A型も精神障害の利用者が急激に増えている。企業等で働いていた方がうつ病等のメンタルの問題を抱えて離職される方が増えているが、こうした方が一定数この利用者の増加部分には入っているのか。もし入っているなら、障害者の就労支援は障害者だけの問題ではなく一般的な問題であるということになり、予算をつけていくことの説明材料にもなるのではないか。
- 賃金補填については無理だとの意見を出している団体が複数ある中で、一方で就労も含めた所得保障を考えてほしいという意見も多く出ている。これは層を成した意見であって、検討の必要があるものではないだろうか。所得保障という意味では障害年金がある。年金部会にも出ているが、そこで障害年金の議論が必要だと意見しても取り上げられない。障害者部会でも議論しないとすれば、やはりどこかで議論をする場が必要なのではないか。
- 法定雇用率未達成企業が支払う納付金の制度で集められるお金をもっと活用すべきではないか。新たな負担が生まれるわけではないので、企業の理解も得られるのではないか。
- 全体として一般就労へと押し出す力が弱いのではないだろうか。就労移行支援については、頑張っている所と頑張っていない所の差が非常に大きい。
- 就労継続のA型とB型からの就職者数は、A型の方が多いが差はあまりない。A型はもっと多いはずだと思っていた。A型の月額賃金の分布図を見ると、その額が非常に低い事業所もあり、そのような事業所はそもそも最低賃金を支払っているのかという疑問を感じる。
- 就労移行支援事業をしているところが就労継続支援B型に事業移行する例が多くあるが、どうして移行先がB型なのかと疑問に思う。就職させようと頑張っていたところなら、移行するのであればその先はA型ではないか。そうすると、B型の利用者層は非常に幅が広がっていき、相当企業等で働ける人を抱え込むということになるのではないか。そもそも2年間で就職させるというのは、非常に難しいことであり、もう少し長いスパンでみないといけないのではないか。
- 就労継続支援B型は利用者の幅が非常に広いため、現行のB型と創作活動を主としたB型に分けるべきではないか。

○就労継続支援B型と生活介護事業を統合し、就労に重きを置いたものと創作余暇活動に重きを置いたものに分けるということは、就労系障害福祉サービスの目的に照らしても、財政的な観点から考えても、慎重に検討する必要がある。

○就労継続支援A型は短時間の利用が増えてはいるが、短時間の利用が駄目なことであるということにしてはいけない。就労系事業は今回の報酬改定でメリハリをかなりつけたので、しだいにしっかり取り組んでいる事業所とそうではない事業所に振り分けられてくると思われる。

○定着支援については、企業としっかりと関係を築いている事業所が提供する支援でなければ、効果はあまりないのではないかな。定着は、障害者就業・生活支援センターが入ったことが良かったのか、受け入れた企業がしっかり対応したのか、送り出した就労移行やA型事業所が適切な支援をしたのか、何が良い効果を与えたのか分からないという問題も一方である。企業でも、家族との連絡を密にとっている、GHを作って住まいの場を整備までしているところもある。

○特例子会社にしても問題があるところはあるが、こうした制度は、生活困窮者への中間的就労の提供の場として広がっていく可能性のあるものと考えている。生活困窮者自立支援制度はかなりの予算をつけて社協が担っているが、なかなか難しいと思う。就労支援の事業者の出番は出てくると思うので、是非今から定着支援のノウハウを研究していった方が良いのではないかな。

○就労系事業利用のアセスメントについては、本人のニーズにそった利用とすべきであり、計画相談支援等と組み合わせて考えるべきだ。

○相談支援の関係でいえば、本人の意思表示、意思決定する枠組みを作ってほしい。働くことは勿論大事なことであるが、障害者ゆえに働くことがしんどいと思われる方もいるので、その気持ちを受け止められる場というのも大事である。

○工賃も大事であるが、それだけではない働く質のことももっと考えるべきである。

○今さまざまな人が大変な思いをして、社会で働いている人もみんな大変な中で、障害者の雇用だけが特別なのか。就労支援にしても、社会の中で企業と対等に話ができるように支援していくことが必要で、そうした支援のできる人材が必要だ。小手先の工賃倍増だけでは効果はないのではないかな。

○事業名称については、就労継続支援のA型やB型という言葉は国民から見て分かりづらい。

このような意見が出されるなか全国社会就労センター協議会の阿由葉会長は次のように述べました。

○各就労系事業の目的や利用者像はそれぞれ違う。就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援事業の3つの就労支援の事業体系と、働くことだけを中心とせず、働きたいという思いを受け止めることのできる生活介護の生産活動など、障害の重い、軽いではなく、本人の働きたいという思いをきちんと受け止めることのできるという点で、日本の就労支援制度は誇れる制度であると思う。

- 約20万人の方が利用されている、就労継続支援B型事業では、「働くことで自分で収入を得て、自立した生活につなげたい」という思いに応えることが必要。少し前の数字だが、平成21年度に本会が会員施設・事業所に実施した調査では、利用者の方にもアンケート調査を実施した。その回答では、7割の方が利用の目的をそこで「働くため」、6割の方がそこで働く理由を「工賃を得るため」と回答され、さらに8割の方は「そこで働きたい」と回答されている。ヒアリングの中で、B型事業と生活介護事業を統合すべきといった意見を述べられている団体が幾つかあったが、仮にそれが実現した場合、今申しあげた数字に見られるような働くことを希望する障害者の思いに反するものになってしまいかねない。
- 生活介護と就労継続支援B型事業を統合すべきという意見の多くは、その人にあった日中活動を利用できない、地域に整備されていないという問題から出ていたものと認識している。そのことは、本来のB型の事業目的とは違ったところの問題であって、B型と生活介護を一緒にして解決を図る問題ではない。それはアセスメントの問題であり、その人にあった、働く場も含めた、日中活動の場をいかに提供できるようにしていくかということではないか。
- 資料にもある通り、特別支援学校卒業後に企業等への就職ではなく、就労系事業を利用される方の割合は約6割に達している。これは一般就労に移行できる方を受け入れているということでは決していない。一般就労の難しい方たちを受け入れる、現行の事業の必要性があるということではないか。
- 現在のB型の利用者には、障害支援区分や障害者手帳の等級には反映されないが、福祉的な支援度が高い方が多くいる。そうした方は、ずっと一般就労で働き続けることは難しい方であることが多く、実際に、ハローワーク等での調査で就職者数も増えてはいるが、離職者数も減ってはいない。そうした方の受け皿としての機能も含め、B型事業の必要性がある。
- 就労継続支援B型、そしてA型は、一般就労の難しい方たちの働きたいという思いを実現する場所である。生活介護との統合は、B型事業所を利用されている20万人の方たちの思いの実現を不可能にしてしまうだけでなく、どこにも行く場の無い方たちをつくってしまう恐れがある。現行の日本型就労支援制度の継続と、その継続のために必要な改善や見直しこそ、今回の3年目途の見直しとして、実施すべきことであると考えている。

最後に、藤井障害保健福祉部長より、「障害年金を含めた所得保障について、こういった土俵で議論するのは非常に難しい問題である。課題としては受け止めさせていただくが、この部会は総合支援法の見直しの議論をする場なので、基本は支援法に係ることに絞って議論をしていただきたい」との発言がありました。

次回(第68回)は7月24日(金)9時30分から開催されます。高齢の障害者への支援の在り方が協議される予定です。

第66回、67回の資料は以下のURLよりご参照ください。

[厚生労働省]ホーム>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会(障害者部会)

>社会保障審議会障害者部会(第66回)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000088727.html>

>社会保障審議会障害者部会(第67回)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000091256.html>

2. 第23回障害者政策委員会が開催される

障害者政策委員会(第23回)が7月10日(金)に開催されました。

最初に、国立社会保障・人口問題研究所の勝又情報調査分析部長より、障害者統計の課題と改善方法についての報告がありました。

続いて、第3次障害者基本計画の実施状況の監視(これを障害者権利条約の政府報告に反映させる)にあたり、特に議論を深めるべきとしたテーマについて議論した4つのワーキング・セッション(以下参照)の「議論の整理(たたき台)」が、各セッションのコーディネーターより報告がありました。

I 成年後見制度も含めた意思決定支援など(資料2-1、報告:野沢委員)

II 精神障害者・医療ケアを必要とする重度障害者等の地域移行の支援など

(資料2-2、報告:大濱委員と川崎委員)

III インクルーシブ教育システム、雇用など(資料2-3、報告:佐藤委員)

IV 情報アクセシビリティ(資料2-4、報告:石野委員)

コーディネーターからの報告後、文部科学省、厚生労働省(川又企画課長、宮本障害者雇用対策課長)、文化庁、内閣府からの補足説明があり(セッションIについては省庁からの補足説明はなし)、セッション毎に質疑が行われました。

※ コーディネーターからの報告、省庁からの補足説明で時間を使ったため、質疑は数件にとどまりました。

最後に、各セッションから提出された「議論の整理(たたき台)」(セッションの中で出た意見を網羅したものが多く、絞り込まれていないもの)について、「議論の整理(案)」としてまとめるために特に重要な課題は何かについての議論が行われましたが、時間が不足しIとIIまでとなり、IIIとIVは次回(8月10日開催の第24回委員会)議論されることとなりました。

次回は全分野にわたる再度の議論を行い、「議論の整理(全体版)」のとりまとめを行う予定であったことから、石川委員長より今後のスケジュールについて事務局に対して確認がありました。

中島審議官より、「政府報告案にあわせる上でスケジュールを遅らせることはできないが、次回の1回で全て議論するのは難しい状況ではある」、「4つのセッションのテーマは、これまでの委員会の議論で特に重要との認識であったものなので、全体の議論もこの4分野を中心にさせていただくことで良いのではないか」、「たたき台は出された意見を尊重しほぼ要約していないものであるので、事務局で論点を整理しその論点の下に意見をぶらさげるような形の資料を次回までに作成させていただきたい。実施状況の報告については定性的なものが多いとの指摘がこれまでであったので、定量的なもの(具体的な数値)を出すよう各省庁に作業を依頼しており、それも次回資料に掲載したい」、との説明がありました。この説明を受け、石川委員長は「(今の説明からも)次の1回でまとめの議論を終わらせるということはあきらめたと事実上なつたと理解している」と発言しました。

石川委員長からは、ワーキング・セッションIIでの精神医療の在り方についての議論の中で、上野委員(精神科医)より聖マリアンナ医科大学病院の精神保健指定医制度に係る違反の問題から、指定する上での試験方法の見直しが必要との意見(指定医には大きな権限があるにも関わらず、聖マリアンナ医科大学病院のような問題が起こっている。指定医制度の存在を患者の人権に配慮していることの論拠にしているにもかかわらず、これでは人権への配慮はとてできていないといえないという意見)があったことを踏まえ、「これから事務局と相談だが、委員会の場で精神保健指定医制度について外部の有識者に意見を述べてもらうような機会を設けられないかという課題意識をもっている」との発言がありました。

最後に、次回委員会では、冒頭に大日向委員、松森委員から女性障害者の立場からの問題点を意見する時間をとるとの説明がありました。

(※以下、厚労省の両課長の発言)

<ワーキング・セッションⅡの議論の整理(たたき台)の報告、省庁からの補足説明時>

・[川又企画課長]

たたき台の中に、「居宅介護で喀痰吸引等の支援を必要としている人が、785人というのは少ない。必要としているけれどもサービスが受けられないという人が多く潜在しているのではないか」とあることに対して

⇒平成25年4月より障害福祉サービスの中で喀痰吸引ができるようになっている(加算の支給対象)。件数は順調に伸びている。研修修了者も3万人を超えている。[※資料5参照]

<ワーキング・セッションⅢの議論の整理(たたき台)の報告、省庁からの補足説明時>

・[川又企画課長]

たたき台の中に、「優先調達推進法が、むしろ価格を結果的に押し下げる、配慮を欠くような形に使われていないかについては、今後把握して、報告できるようにしてほしい」とあることに対して

⇒全国の共同受注窓口である日本セルフセンターに確認した。行政機関は予算決算及び会計令にのっとり手続きをとるため、複数業者に相見積もりをとって発注先を決めることになっているので、発注先を決める前に最初にこの金額でと示すようなことはない。そうした実態はないと聞いている。

・[宮本障害者雇用対策課長]

たたき台の中に、「49人以下の企業・事業所への雇用を促進する必要がある」とあることに対して

⇒49人以下の企業で雇用されている障害者は推計値であるが22.2万人、50人以上の企業では30.4万人である。雇用率換算すれば、49人以下の企業の方がむしろ高いという実態がある。

次回は8月10日(月)開催予定です。

資料につきましては、以下のURLよりご参照ください。

[内閣府]ホーム>内閣府の政策>共生社会政策トップ>障害者施策>もっと詳しく>推進体制>障害者政策委員会>障害者政策委員会(第23回)議事次第

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_23/index.html

3. 「経済財政運営と改革の基本方針 2015

～経済再生なくして財政健全化なし～」の閣議決定

「経済財政運営と改革の基本方針 2015～経済再生なくして財政健全化なし～」が経済財政諮問会議での答申を経て 6 月 30 日に閣議決定されました。

同方針については、内閣府の経済財政諮問会議においてその検討が進められていました。この方針の中では、今後 5 年間の「経済・財政再建計画」（第 3 章）が盛り込まれています。同計画には、6 月 1 日に財務省の財政制度等審議会がとりまとめた「財政健全化計画等に関する建議」の内容が反映されています。建議の中にあった「今後 5 年間の社会保障関係費の伸びを少なくとも『高齢化による伸び』（年 0.5 兆円弱）に相当する伸びの範囲内とする。」といった具体的な数値目標は盛り込まれなかったものの、「社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び（1.5 兆円程度）となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を 2018 年度まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020 年度に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す」といった内容が盛り込まれています。

同方針の中には、「平成 28 年度予算編成に向けた基本的考え方」（第 4 章）も盛り込まれており、「歳出面においては、無駄を排除し、厳しい優先順位付けを行い、メリハリのついた予算とする」といった内容も盛り込まれています。

以下、基本方針の概要より、「経済・財政再建計画」（第 3 章）、「平成 28 年度予算編成に向けた基本的考え方」（第 4 章）の部分を掲載していますので、ご参照ください。

「経済財政運営と改革の基本方針 2015」の概要（第 3 章、第 4 章部分）

第 3 章 「経済・財政一体改革」の取組—「経済財政再生計画」

1. 経済財政の現状と課題

- ・ 三本の矢の取組により、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」は双方ともに大きく前進。しかし、財政と社会保障制度は現状のままでは立ち行かない。こうした状況の脱却のために、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」を 3 本柱として推進し、安倍内閣のこれまでの取組を強化。
- ・ 政府はもとより広く国民全体が参画する社会改革として、「経済・財政一体改革」を断行。

2. 計画の基本的考え方

- ・ 「経済再生なくして財政健全化なし」を基本方針とし、今後 5 年間（2016～2020 年度）を対象期間とする「経済・財政再生計画」を策定。歳出改革、歳入改革においても経済再生に寄与する改革。
- ・ 歳出改革は、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」に取り組む。公共サービスの質や水準を低下させることなく、経済への下押し圧力を抑えつつ公的支出を抑制。歳出全般にわたり、安倍内閣のこれまでの取組を強化し、聖域なく徹底した見直しを進める。また地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。
- ・ 歳入面では、経済環境を整える中で、消費税率の 10%への引上げを平成 29 年 4 月に実施。安定的な経済成長を持続させる「経済構造の高度化、高付加価値化」を進めること等を通じて新たな歳入

増を実現。

3. 目標とその達成シナリオ、改革工程

- ・ 「経済・財政一体改革」を推進することにより、経済再生を進めるとともに、2020年度の財政健全化目標を堅持。具体的には、2020年度のPB黒字化を実現することとし、そのため、PB赤字対GDP比を縮小。債務残高の対GDP比を中長期的に着実に引下げ。
- ・ デフレ脱却・経済再生の中で、金利動向と財政収支にも十分注意。
- ・ 当初3年間（2016～18年度）を「集中改革期間」と位置づけ、集中的に取り組む。専門調査会を設置し、速やかに改革工程、KPIを具体化するとともに、改革の進捗管理、点検、評価を行う。
- ・ 改革努力のメルクマールとして、2018年度のPB赤字の対GDP比▲1%程度を目安。国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。社会保障関係費については、高齢化要因も考慮し、安倍内閣におけるこれまでの増加ペースを踏まえつつ、消費税率引上げに伴う充実を図る。ただし、各年度の歳出については、一律でなく柔軟に対応する。地方においても、国の取組と基調を合わせ取り組む。これらの目安に照らし、歳出改革、歳入改革等の進捗状況を評価し、必要な場合は、歳出、歳入の追加措置等を検討。
- ・ 2017年4月の消費税率10%への引上げに向けては、その円滑な実施に必要となる経済環境を整えるため、必要に応じ機動的に対応。

4. 歳出改革等の考え方・アプローチ

【Ⅰ】公的サービスの産業化

民間の知恵・資金等を有効活用し、公共サービスの効率化、質の向上を実現。十分に活用されていない公的ストックを有効に活用。新たな民間サービスの創出を促進。

【Ⅱ】インセンティブ改革

国民一人ひとり、企業、自治体等の意識や行動の変化を促す仕組みを構築。インセンティブが十分働く仕組みとするための改革を推進。

【Ⅲ】公共サービスのイノベーション

「公共サービスの徹底した見える化」、「エビデンスに基づくPDCAの徹底」、「マイナンバー制度の活用やITを活用した業務の簡素化・標準化」に重点的に取り組む。

5. 主要分野毎の改革の基本方針と重要課題

歳出改革は聖域なく進める。社会保障と地方行財政改革・分野横断的な取組等は、特に改革の重点分野として取り組む。

【1】社会保障

- ・ 社会保障・税一体改革を確実に進めつつ、経済再生と財政健全化及び制度の持続可能性の確保の実現を目指した改革を行う。
- ・ 安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び（1.5兆円程度）となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020年度に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。

- ・医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革による生活習慣病の予防・介護予防、公的サービスの産業化の促進、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、薬価・調剤等の診療報酬に係る改革及び後発医薬品の使用促進を含む医薬品等に係る改革等に取り組む。

〔2〕社会資本整備等

中長期的な見通しの下、マネジメントを含めた効率化を図りながら計画的に推進。社会資本の整備については、既存施設やソフト施策の最大限の活用を図りつつ、人口減少等を踏まえ、選択と集中の下、ストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組を進めるとともに、重点分野の優先度・時間軸を明確化。公共施設の管理・運営については、ストック量を適正化。コンセッションなど多様なPPP／PFIを拡大。

〔3〕地方行財政改革・分野横断的な取組等

地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組みへの地方交付税制度等の改革、国と地方を通じた歳出効率化に取り組む。行政の効率化と利用者のニーズを踏まえたサービス向上の両立。マイナンバー制度の導入を突破口とした更なるIT化と業務改革、公共サービスに関する情報の「見える化」に取り組む。

〔4〕文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等

文教・科学技術分野については、少子化の進展を踏まえた予算の効率化、民間資金の導入促進、予算の質の向上・重点化等に取り組む。ODAの適正・効率的かつ戦略的活用に取り組む。「中期防衛力整備計画」に基づき、防衛力を効率的に整備。

〔5〕歳入改革、資産・債務の圧縮

経済成長と税収増をより確実なものとする。「経済構造の高度化、高付加価値化」等を通じた歳入増を実現。持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。その中で、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する。資産・債務の圧縮を進める。

第4章 平成28年度予算編成に向けた基本的考え方

1. 経済財政運営の考え方

〔1〕経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方

- ・経済の好循環を確かなものとし、地方にアベノミクスの成果を広く早く行き渡らせていくため、引き続き予算の早期執行等に取り組む。また、賃金上昇を定着させるとともに投資を促進するための環境整備に取り組む。
- ・日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待。

〔2〕中長期的な経済財政の展望を踏まえた取組

「経済・財政再生計画」に沿って、経済財政運営を行っていく。初年度となる平成28年度予算から手を緩めることなく、歳出改革等を大きく前進させる。

2. 平成28年度予算編成の基本的考え方

- ・平成28年度予算編成に当たっては、各府省の予算に「公共サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」をはじめとする計画の基本的考え方にのっとり歳出改革を反映。
- ・歳出面においては、無駄を排除し、厳しい優先順位付けを行い、メリハリのついた予算とする。

- ・ 歳入面においては、課税ベースの拡大等による税収拡大の実現、課税等インフラの整備、税外収入の確保を着実に進める。

詳細は、以下のURLをご参照ください。

内閣府ホーム＞内閣府の政策＞経済財政政策＞経済財政諮問会議＞経済財政諮問会議の取りまとめ資料・政策の実施状況＞経済財政運営と改革の基本方針 2015

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2015/decision0630.html>

4. 平成 27 年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集

平成 28 年 4 月から「障害者差別解消法」が施行されるなか、障害の有無にかかわらず、誰もが地域や職場・学校などで共に支え合って暮らす「共生社会」の実現を目指して、内閣府では障害のある人となない人との心のふれあい体験を綴った「心の輪を広げる体験作文」と、障害のある人に対する国民の理解を広めるための「障害者週間のポスター」を募集しています。

1. 心の輪を広げる体験作文

(1) 募集テーマ

出会い、ふれあい、心の輪－障害のある人となない人との心のふれあい体験を広げよう－

(2) 応募資格

小学生以上（特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童生徒を含む）

(3) 応募方法

募集は、小学生、中学生、高校生・一般の 3 部門。応募作品は未発表のもの 1 編限定。

原則として 400 字詰原稿用紙（B4 判縦書き）を使用し、小学生、中学生は 2～4 枚程度、高校生・一般は 4～6 枚程度。

(4) 表彰

各部門ごとに最優秀作品（1 編）に内閣総理大臣賞及び後援団体からの副賞、優秀作品（3 編）に内閣府特命担当大臣賞、佳作作品（5 編）に記念品を贈呈、等。

2. 障害者週間のポスター

(1) 募集テーマ

障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

(2) 応募資格

小学生及び中学生（特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒を含む）

(3) 用途

最優秀賞に選定した作品 1 点を内閣府が作成する「障害者週間のポスター」の原画として使用。

(4) 応募方法

募集は、小学生、中学生の 2 部門。応募作品は、未発表のもの 1 点に限定。

規格は、画用紙の B3 判又はいわゆる四つ切りを使用し、これに満たない作品は、B3 判又は四つ切りの大きさの台紙に貼り付け。

(5) 表彰

各部門ごとに最優秀作品（1 点）に内閣総理大臣賞及び後援団体からの副賞、優秀作品（1 点）に内閣府特命担当大臣賞、佳作作品（5 点）に記念品を贈呈、等。

3. 応募期間

平成 27 年 7 月 1 日（水）から各都道府県又は指定都市が定める日まで（必着）

4. 応募先

居住地の都道府県・指定都市の障害福祉担当課

5. 主催

内閣府並びに都道府県及び指定都市

6. 問い合わせ先

各都道府県・指定都市の障害福祉担当課

又は

平成 27 年度「心の輪を広げる障害者理解促進事業」事務局

〒171-0042 東京都豊島区高松 1-1-11

TEL：03-3958-5292 FAX：03-5966-5773 E-mail：heart2015@stage.ac